

別紙

姫川第八発電所新設による再開発計画 環境影響評価準備書に関する意見書

本事業は、糸魚川市において、既設の水力発電所（最大出力 23,300kW）を 1 機廃止し、新たに最大出力 38,700kW の水力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーを利用して発電を行う水力発電事業は、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）の周辺に住宅が存在するほか、実施区域の一部が白馬山麓県立自然公園内に位置することなどから、生活環境や自然環境への影響が懸念される。

本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それぞれの検討の経緯及び内容について、環境影響評価書（以下「評価書」という。）に適切に記載すること。

1 総括的事項

(1) 事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な措置を講じること。

(2) 実施区域及びその周辺には、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等が存在することから、事業の実施に当たり慎重を要する地域である。

また、土捨場計画地内に河川が存在し、出水時に下流に土砂が流出すること等が懸念されることから、微地形の調査から地すべり堆積物の分布を予測した上で土砂流出防止策について検討し、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、実施区域の再検討など事業計画の見直しを行うこと。

(3) 評価書や説明資料の作成に当たっては、用語の補足や図表の使用及び説明の記載、詳細な地図の使用、結論に至るまでの論理的な説明等に留意し、地域住民等が理解しやすいものとなるよう配慮するとともに、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットで閲覧可能にする等、住民等の理解促進のために情報公開に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質について

実施区域には、アスベストを含有する可能性がある蛇紋岩が分布しており、発破、掘削物の運搬等の工事の実施や土捨場の存在に伴い、アスベストの飛散による生活環

境への影響が懸念されることから、実施区域に分布する蛇紋岩の性状等を把握した上で事業計画を検討すること。

また、事業の実施に当たっては、地質判定や分析試験等によりアスベスト含有の有無について十分に把握し、含有が判明した場合は、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講じること。

(2) 騒音、振動について

発破に伴い発生する騒音・振動については、確定的な予測が困難であることから、ピーク測定が可能な機器等を導入し、測定結果をモニター表示するなど、工事関係者や周辺住民等が認識できる仕組みの導入を検討すること。

(3) 水質について

実施区域には、クロム等の重金属類を含有する可能性がある蛇紋岩が分布しており、工事の実施や土捨場の存在に伴い、重金属類等による周辺の水環境の水質への影響が懸念されることから、実施区域に分布する蛇紋岩の性状等を把握した上で事業計画を検討すること。

また、事業の実施に当たっては、地質判定や分析試験等によりクロム等の重金属類含有の有無について十分に把握し、含有が判明した場合は、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講じること。

(4) 動植物、生態系について

ア 導水路工事における発破音の発生に伴い、実施区域及びその周辺に生息する猛禽類などの鳥類をはじめとする貴重な動物への影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講じること。

イ クマタカについては、事業者が定めている環境監視計画に基づき適切に生息・繁殖状況の調査を行うほか、繁殖ペアの生物特性（人や外敵等への反応性および繁殖歴等）や自然環境の変化も考慮したきめ細かで継続的なモニタリングを実施し、必要な環境保全措置を講じること。

ウ 土捨場計画地及びその周辺には豊かな自然が存在しており、事業の実施に伴い樹木の伐採、斜面の切土等の自然改変が行われ、動植物、生態系等への影響が懸念されることから、事業の実施に当たっては、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講じること。

エ 実施区域及びその周辺には重要な植物種が多数存在し、本準備書においては環境保全措置として移植を行う計画としているが、それぞれの種に適した生育環境や移植時期について十分に検討の上、適切な移植計画を策定するとともに、移植した植

物については事業者が定めている環境監視計画に基づき適切に生育状況の調査を行うこと。

オ 準備書段階で把握されていなかった重要な動植物が生息・生育している、又はその可能性が認められた場合にも、専門家や関係機関等の助言・指導を受け、適切な環境保全措置を講ずること。